

初等中等教育局財務課
 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
法律の制定又は改廃及びその経緯	法律案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	法案検討資料等	20年	移管
		立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	審議会資料等		
		立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	調査研究資料等		
	法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	審議会資料等		
	他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	各省への協議資料等		
	閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文）、閣議請議書		
	国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）	議員への説明資料等		
	官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	官報		
	解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）	調査研究資料等		
		解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	逐条解説等		
政令の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	政令検討資料	20年	移管
		立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	審議会資料等		
		立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	調査研究資料等		
	政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	法制局提出資料等		
	意見公募手続き	意見公募手文書（一の項ハ）	意見公募要領等		
	他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	各省への協議資料等		
	閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項	5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文）、閣議請議書		
	官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	官報		
	解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）	調査研究資料等		
		解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	逐条解説等		
省令の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討・審査	立案基礎文書（一の項イ）	省令検討資料	20年	移管
		立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	審議会資料等		
		立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	調査研究資料等		
	意見公募手続き	意見公募手文書（一の項ハ）	意見公募要領等		
	制定・改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	省令案等		
	官報公示	官報公示に関する文書（一の項のト）	官報		
	解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）	調査研究資料等		
		解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	逐条解説等		
閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	質問主意書法制局提出資料、審査録、	20年	移管
		閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）	質問主意書に関する閣議請議書等		
		答弁が記録された文書（四の項ハ）	質問主意書答弁書		
複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	申合せに係る案の立案基礎文書（ハの項イ）	検討資料等	10年	移管
		申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（ハの項イ）	調査研究資料等		
		申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（ハの項イ）	各省協議資料等		
		他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（ハの項ロ）	配付資料等		
		申合せの内容が記録された文書（ハの項ハ）	申合せ		

初等中等教育局財務課 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
他の行政機関に対して 示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案基礎文書（九の項イ）	検討資料	10年	移管	
		立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	審議会資料等			
		立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	調査研究資料等			
		基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	基準案			
		基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）	通知			
地方公共団体にに対して 示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案基礎文書（九の項イ）	検討資料	10年	移管	
		立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	審議会資料等			
		立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	調査研究資料等			
		基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	基準案			
		基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	通知			
	都道府県・指定都市教育委員会教育長の任命承認に関する文書	・都道府県・指定都市教育委員会教育長の任命承認関係資料	20年	移管		
個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	行政文書開示請求書・開示決定書・異議申立書等	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年、開示決定等がされる日に係る特定日以降5年	廃棄	
	不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	審議会等文書（十四の項ロ）	諮問書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとにとりまとめたもの	
		裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）	裁決書等			
	国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴状	訴訟が終結する日に係る特定日以降10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
		訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）	準備書面等			
			判決書等			
法人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	監査実施通知	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄	
			照会回答、報告			
			説明会等開催案内			
			行政文書開示請求書・開示決定書・異議申立書等	開示決定等がされる日に係る特定日以後5年		
		地方公務員等共済組合法第13条等の文書等	任命通知関係	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年		
		公立学校共済組合に対する通知等	公立学校共済組合に対する通知等			
		地方公務員等共済組合法第5条、第17条の文書等	定款変更認可、運営規則変更報告	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年		
	補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	交付の要件に関する文書（十三の項イ）	要綱改正原議書等	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告に関するもの	
		交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	交付原議書等			
		補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	額の確定等			
		地方自治体からの意見書	地方自治法第99条に基づく意見書	1年		廃棄
		陳情対応に関する文書	陳情書、陳情に対する回答案	3年		廃棄
	国または行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）、訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）、判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴状、判決書等	訴訟が終結する日に係る特定日以降10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	

初等中等教育局財務課 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
職員の人事に関する事項	人事院規則で文書の保存期間を定める業務	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の２第１項の届出の文書等	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなった日から６年	廃棄	
		人事院規則９－５（給与簿）第３条の出勤簿	出勤簿	作成の日から５年		
		人事院規則９－７（俸給等の支給）第13条の超過勤務命令簿	超過勤務命令簿	作成の日から５年３月		
		人事院規則９－24（通勤手当）第３条の通勤届	通勤届	届出に係る要件を具備しなくなった日から６年		
		人事院規則９－24（通勤手当）第４条第２項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日から６年		
		人事院規則９－54（住居手当）第５条第１項の住居届	住居届	届出に係る要件を具備しなくなった日から６年		
		人事院規則９－54（住居手当）第６条第２項の住居手当認定簿	住居手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日から６年		
		人事院規則９－80（扶養手当）第４条第２項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日から６年		
		人事院規則９－80（扶養手当）第４条第３項（第５条において準用する場合を含む。）の事実等を証明する書類		届出に係る要件を具備しなくなった日から６年		
		人事院規則９－89（単身赴任手当）第７条第１項の単身赴任届	単身赴任届			
		人事院規則９－89（単身赴任手当）第８条第２項の単身赴任手当認定簿	単身赴任手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日から６年		
		人事院規則９－89（単身赴任手当）第10条第２項の現況等を証明する書類				
		人事院規則９－93（管理職員特別勤務手当）第４条の管理職員特別勤務実績簿	管理職員特別勤務手当実績簿	作成の日から６年		
		人事院規則９－93（管理職員特別勤務手当）第４条の管理職員特別勤務手当整理簿	管理職員特別勤務手当整理簿			
		人事院規則９－121（広域異動手当）第８条第２項の住居等を明らかにする書類		確認に係る要件を具備しなくなった日から５年		
		一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第６条第３項の申告の文書等	割振り申告	取得の日から３年		
		勤務時間法第６条第３項の割振りの文書等	割振り簿	作成の日から３年		
		勤務時間法第13条の２第１項又は第15条第１項の指定の文書等	代休日			
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第４条第３項又は第４項の割振りの変更の文書等		作成の日から３年		
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第９条第１項の明示の文書等				
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第27条第１項の休暇簿	休暇簿			
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第16条の３第５項又は第17条第２項の申出の文書等		取得の日から３年		
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第27条第３項の届出の文書等				
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第29条第２項の証明書類				
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第29条第１項の通知の文書等の写し		通知した日から３年		
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第９条第２項の通知の文書等の写し		通知した日から１年		
告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	告示の立案の検討その他の重要な経緯	制定又は改廃のための決裁文書（二十の項口）	告示改正原議書等	10年	廃棄	
	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	制定又は改廃のための決裁文書（二十の項口）	訓令・通達原議書等	10年	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書	

初等中等教育局財務課
 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
予算及び決算に関する事項	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ）	地方財政措置に係る申入れ文書	10年	廃棄
		財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ）	予定経費要求書等		
	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）	実地調査への対応等に関する文書等	5年	廃棄
			課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書	課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から5月を経過した日に係る特定日以後7年	
			結果に関する文書	5年	
政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ）	評価書	10年	移管
		政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）	政策への反映状況案		
国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議、審議会等	国会審議文書（二十九の項） ※各課等で作成した国会答弁はこれに該当、ただし法令改正に係る答弁は大分類「法律」等に該当するものとして保存	国会答弁資料	10年	廃棄
		審議会等文書（二十九の項） ※審議会（所属の部会等も含む）、懇親会、その他有識者会議等の文書はこれに該当	会議の設置に係る原議書、会議資料等	10年	
文書の管理等に関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	受付簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	決裁簿	30年	
		文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に定める廃棄に係る記録	文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に基づき廃棄した行政文書ファイル等の記録	5年	
		標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	次回の更新まで	
国内式典に関する事項	国内式典に関する立案・実施及びその結果に関する経緯	文部科学省・国内他機関・団体等主催式典に関する会議等文書及び調査研究文書（他の号に該当するものを除く。）	配付資料等	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
		文部科学省・国内他機関・団体等主催式典・会議等の実施に関する文書	祝辞・弔辞・幹部挨拶文書等	3年	
調査に関する事項	調査に関する立案の検討に関する重要な経緯	立案の検討に関する会議等文書、調査研究及び調査結果報告書	配布資料等	10年	以下について移管 ・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・一般統計調査の調査報告書 ・所管する制度の運用状況の把握等に関する調査（施行状況調査等） ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
	調査に関する立案の検討に関する文書	文部科学省所管に事務に関する調査の実施方針・進捗管理に係る文書	調査票、回答文書等	5年	
			調査における調査票の内容及び調査票情報や集計処理等の仕様を示した内容を記録した電磁的記録	常用	
契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約原議	特定日以後5年	廃棄
			交付した適格請求書の写し	適格請求書を交付した日又は提供した日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年	
予算編成（概算要求）に関する事項	予算編成（概算要求）	予算編成、概算要求に関する文書	予算説明資料等	5年	廃棄

初等中等教育局財務課
 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
公益通報に関する事項	公益通報に関する経緯	公益通報に関する文書	公益通報関係資料	3年	廃棄
旅費・謝金等に関する事項	旅費・謝金等	旅費の支給に関する文書	旅費の支給に関する文書	5年	廃棄
		委員手当等の支給に関する文書	委員等手当の支出に関する文書		
		庁費の支出に関する文書	庁費の支出に関する文書（実施伺等）		
		諸謝金の支出に関する文書	謝金の支出に関する文書		
研修・セミナー	研修・セミナー等の実施	研修・セミナー等の実施に関する文書	講師等委嘱、研修等資料	3年	廃棄
モデル事業・委託事業に関する事項	モデル事業・委託事業	事業の実施及び結果に関する文書、事業の採択に関する文書	契約伺原議書、実施計画書、事業報告書等	5年	廃棄
証明に関する事項	証明	各種証明に関する文書	公立学校共済組合理事長印の印鑑証明書、就労証明書等	1年	廃棄
陳情・要望書に関する事項	陳情・要望書	陳情対応に関する文書 地方公共団体等からの要望書	・職員団体からの要請文書 ・陳情時の概要 ・要望書	1年	廃棄
指針・計画の策定に関する事項	指針・計画の策定	指針、計画の策定に関する文書	教材整備指針の策定、教材整備計画の策定、教材費決算額調査等	10年	廃棄
照会・依頼等に関する事項	照会・依頼等	定型的・日常的な照会に関する文書	定型的・日常的な照会、事務連絡等	1年未満	廃棄
		法令等に基づく外部からの照会に対する回答	就学支援金関係照会等	1年	
		委員等の委嘱や就任依頼、講師の派遣依頼等に対する回答	委嘱等に対する回答等	任期満了日の日に係る特定日から1年	
		職員の海外出張に関する文書	パスポート申請、便宜供与等	3年	
会議等に関する事項	会議等	会議等に関する文書	会議資料等	5年	廃棄
文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書		文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡、日程表等		
			出版物や公表物を編集した文書		
			課の所掌業務に関する事実関係の問合せへの応答		
			明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書		
			意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		